



福島県復興計画（第2次）

～未来につなげる、うつくしま～

【概要版】

平成24年12月
福島県

福島県復興計画（第2次）の構成

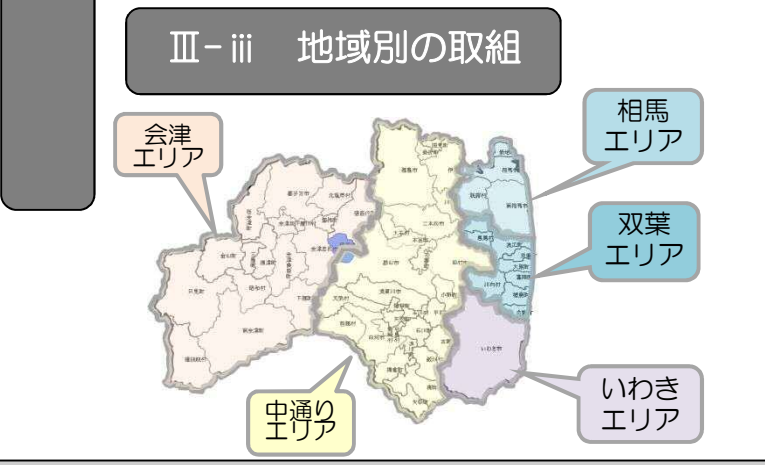
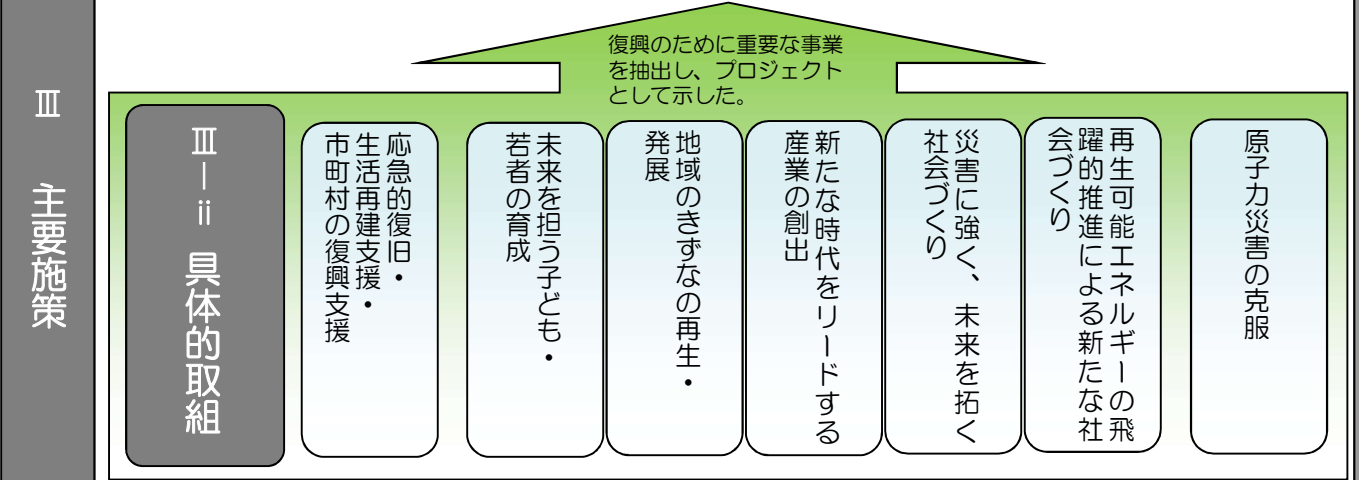
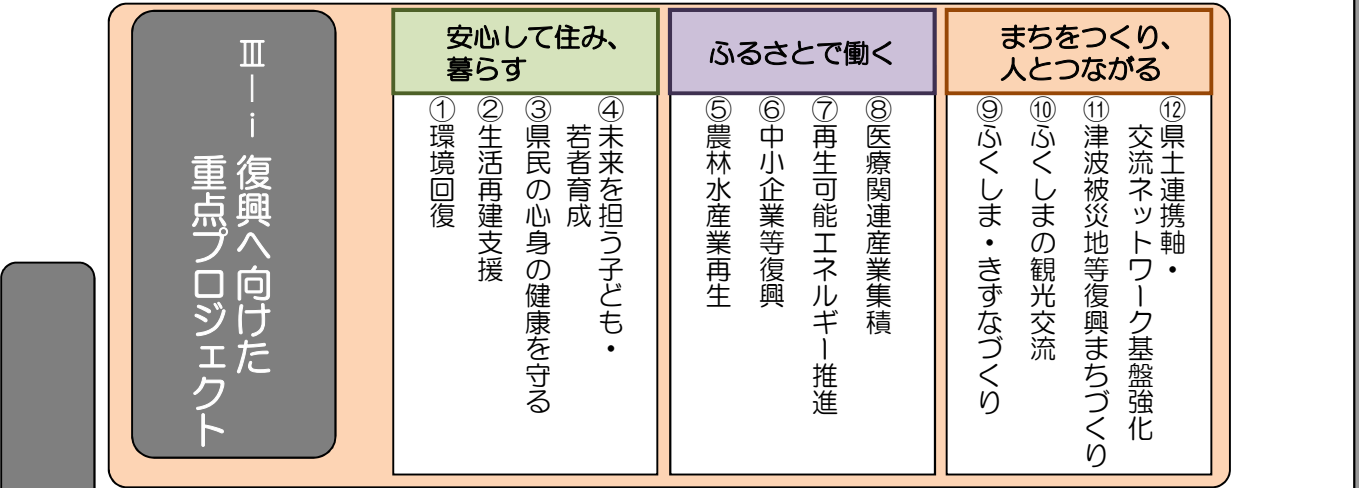
I はじめに

- 1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
- 2 復興計画の性格

II 基本理念

- 原子力に依存しない^{*}、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

* 国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めていることとしている。



IV 復興の実現に向けて

- 1 情報の発信
- 2 民間団体や県民等との連携
- 3 市町村との連携
- 4 国への要請等
- 5 復興に係る各種制度の活用
- 6 実効性の確保

安心して住み、暮らす

1 環境回復プロジェクト

目指す姿

○県民のふるさとへの一刻も早い帰還や安心して生活できる環境の確保に向け、放射性物質に汚染された生活圏、農地、森林などの徹底した除染及び汚染廃棄物の円滑な処理により、美しく豊かな県土が回復している。
○農産物など食品の検査体制強化及び安全・安心に関する情報提供により流通・消費における安全が確保され、県内で生産された食品が安心して消費されている。

プロジェクト内容

- 1 除染の推進
- 2 食品の安全確保
- 3 廃棄物等の処理
- 4 拠点の整備

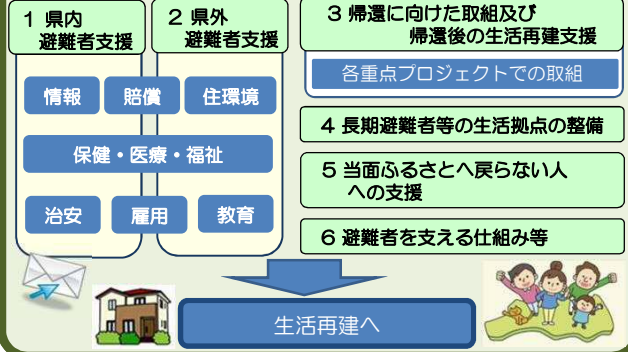


2 生活再建支援プロジェクト

目指す姿

早期に帰還する避難者、長期避難者など被災者それぞれのおかれた状況に応じた、よりきめ細かな支援が行われ、全県民が将来の生活設計を描くことができ、生活再建を進めている。

プロジェクト内容



ふるさとで働く

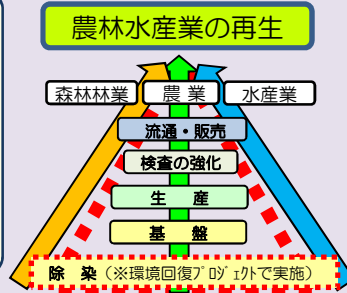
5 農林水産業再生プロジェクト

目指す姿

消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通して生産者が誇りを持ち、本県の農林水産業の持つ力が最大限に発揮され活力に満ちている。

プロジェクト内容

- 1 安全・安心を提供する取組
- 2 農業の再生
- 3 森林林業の再生
- 4 水産業の再生
- 5 区域見直しに伴う対応

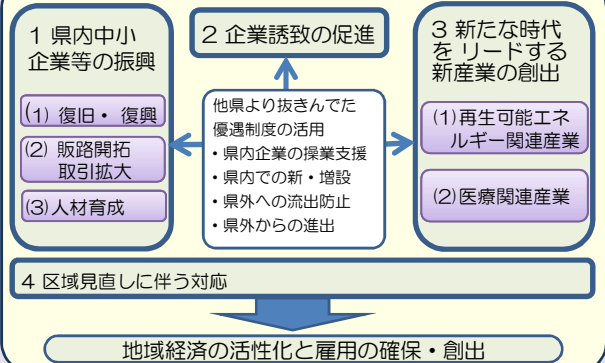


6 中小企業等復興プロジェクト

目指す姿

地域経済の担い手である中小企業等が活力に満ち、新たな雇用の場と収入が確保され、本県経済が力強く発展している。

プロジェクト内容



まちをつくり、人とつながる

9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

目指す姿

県内外に避難している県民の心がふくしまとつながり、避難されている方々がふるさとに帰還することができるよう、地域コミュニティのきずなが再生・発展するとともに、震災を契機とした新たなきずなが構築されている。

プロジェクト内容

- 1 福島県内におけるきずなづくり
- 2 県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり
- 3 ふくしまにおける復興へ向けた取組や情報の発信
- 4 ふるさとへ戻らない人とのきずなの維持

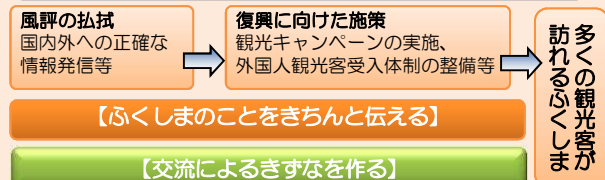
10 ふくしまの観光交流プロジェクト

目指す姿

ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客等が訪れている。

プロジェクト内容

- 1 テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食との連携など、県内市町村、観光事業者が丸となった観光復興キャンペーンの実施
- 2 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流の推進



重点プロジェクト

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

目指す姿

長期にわたる県民の健康の見守り等を通して、これまで以上に県民の心身の健康の保持・増進を図ることで、全国にも誇れるような健康長寿県となっている。

プロジェクト内容

- 1 県民の健康の保持・増進
- 2 地域医療等の再構築
- 3 最先端医療提供体制の整備
- 4 被災者等の心のケア



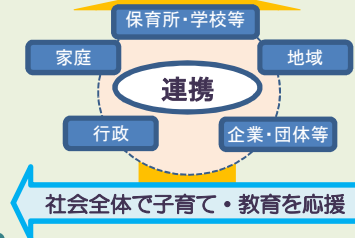
全国に誇れるよ
健康長寿県

4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

目指す姿

子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整備され、子どもたちが心豊かにたくましく育っており、ふくしまの再生を担っている。

未来を担うふくしま県人



プロジェクト内容

- 1 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり
- 2 生き抜く力を育む人づくり
- 3 福島将来の産業を担う人づくり

7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

目指す姿

再生可能エネルギーが飛躍的に推進され、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会へ向けた取組が進んでいる。

プロジェクト内容

- 1 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大
- 2 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致、県内企業の参入・取引支援
- 4 スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消の推進



雇用の創出
持続的に
発展可能な
社会の実現

8 医療関連産業集積プロジェクト

目指す姿

最先端の放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化などに関連した形で、我が国をリードする医療関連産業の集積地域となっている。

プロジェクト内容

1 医療福祉機器産業の集積

- (1) 医療機器開発・安全評価拠点の整備
- (2) ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立
- (3) 医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設
- (4) 国際的先端医療機器の開発・実証
- (5) 県内企業の参入・取引支援



2 創業拠点の整備

- (1) ふくしま医療産業振興拠点(創業)の整備



雇用の創出
我が国の
医療関連産
業をリード

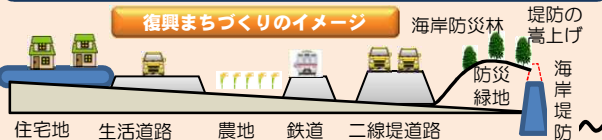
11 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト

目指す姿

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域等において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となり、防災機能が強化されたまちが生まれている。

プロジェクト内容

- 1 津波被災地における海岸堤防の嵩上げ、海岸防災林、防災緑地、道路、鉄道など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力が向上したまちづくり
- 2 情報連絡体制や物資の確保体制の充実など地域防災計画等の見直し、防災訓練の強化や防災リーダーの育成などによる防災意識の高い人づくり・地域づくり
- 3 地域とともに取り組む土地利用の再編や復興のまちづくり計画策定及び実施



12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

目指す姿

かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜・相馬港の機能や情報通信基盤の強化された新たな県土が形成されている。

プロジェクト内容

- 1 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路の整備
- 2 浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や会津・中通りの東西連携道路などの整備・強化による、災害に強く信頼性の高い本県の復興を推進する道路ネットワークの構築
- 3 福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による、本県の物流、観光の復興を支える基盤の整備
- 4 JＲ常磐線・只見線の早期復旧
- 5 災害時における広域的な連携・連絡体制の構築



福島県復興計画 地域別の取組

全エリア共通の主な取組

<p>[環境回復]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全県における環境放射線等モニタリングの充実・強化 ○生活圈、農地、森林などの国、県、市町村の連携による除染の実施 ○米や野菜、魚など農林水産物の放射性物質の徹底的な検査・分析と消費者に向けたわかりやすい情報発信等、食品の安全確保 <p>[健康・教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理調査等による県民の健康の保持・増進 ○被災者の心身の健康の保持・増進 ○放射線に関する知識の普及 ○被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の宿泊施設の確保等 	<p>[生活再建]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等に関連した情報を提供 ○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等の実施 ○仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互、地域住民などとのきずなづくり <p>[交通網の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浜通りと中通り、中通りと会津をつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークの構築 など
---	--

復興へ向けた考え方

- 被災施設の早期復旧及び復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。
- 国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、相双地方の復興なくしてふくしま・日本の復興はありえないという考えの下、県は、避難指示解除（準備）区域の復旧・復興の取組を加速するとともに、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

主要な取組

(環境回復)

- 環境回復のための調査研究拠点の整備

(健康、教育)

- 被災した医療機関・福祉施設等の復旧及び医療・福祉人材の確保・育成による医療福祉提供体制の再構築、エリアを越えた医療機関との連携体制の構築
- 避難指示区域解除後の学校の早期再開

(生活再建)

- 被災者の住宅再建の推進
- 住民や事業所の帰還を加速させるための環境整備
- 復興に従事する作業員等の宿舎の確保
- 避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上での復興公営住宅の整備
- 避難中の生活拠点にかかる協議や必要となる機能に関する検討
- 原子力損害賠償の促進

(産業の再生及び創出)

- 大規模土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園芸の推進、地域産業6次化の取組の推進
- 企業立地補助金制度の活用等による企業立地の推進
- 本エリアにおいてポテンシャルが高い太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの導入推進
- バイオ燃料やスマートコミュニティの実証研究などの推進及び研究施設の誘致活動

(地震・津波被害への対応)

- 土木施設や農業用施設の早期復旧及び農地の除塩の推進
- 海岸堤防の高上げ、防災緑地、海岸防災林、道路等を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくり
- 防災集団移転事業や土地区画整理事業等の推進
- 県道相馬巨理線、原町海老相馬線、北泉小高線等における各市町の復興計画等に合わせ必要に応じ二線堤の機能を備えた道路整備
- 重要港湾相馬港や釣師浜漁港・松川浦漁港・真野川漁港及び水産業関連施設等の早期復旧

(復興を支援する交通網の整備)

- 東北中央自動車道の着手後概ね10年以内の完成、常磐自動車道（常磐富岡～山元間）の一日も早い全線供用
- 本県の復興に向けた戦略的道路整備として、県道原町川俣線等の整備
- JR常磐線の早期復旧を進める中で線形改良等の基盤強化、将来的な複線化・高速鉄道化・快適化の検討

など

福島県復興計画 地域別の取組

復興へ向けた考え方

■地震・津波被害に加え、原子力災害によりほとんどの住民が避難を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。このため、県は、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、相双地方の復興なくしてふくしま・日本の復興はありえないという考えの下、避難指示解除（準備）区域の復旧・復興の取組を加速するとともに、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

主要な取組

（環境回復）

- 原子力発電所の立入調査や環境放射能の監視測定を行い、廃炉に至るまで周辺地域の安全監視を徹底
- 安全かつ安定的な廃炉処理を確実にするための廃炉に関する研究及び人材育成のための機関の誘致、廃炉関連産業の育成

（健康、教育）

- 被災した医療機関・福祉施設等の復旧及び医療福祉従事者の確保・育成による医療福祉提供体制の再構築、エリアを越えた医療機関との連携体制の構築
- 避難指示解除の学校の早期再開
- 長期避難に対応した教育環境の整備
- Jヴィレッジの再開や（財）日本サッカー協会と連携した「双葉地区教育構想」の双葉エリア内での再開

（生活再建）

- 避難指示区域見直し後、速やかに帰還することを目指す町村、町村内外に一定期間集合して居住せざるを得ない町村など、それぞれの構想を尊重しながら、帰還に向けた取組を加速
- 住民や事業者の帰還を加速させるための環境整備
- 被災者の住宅再建の推進
- 双葉地方広域市町村圏組合が実施する生活インフラ事業等の再開支援等の環境整備の加速化
- 復興に従事する作業員等の宿舍の確保
- 避難中の生活拠点にかかる協議や必要となる機能に関する検討
- 避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上での復興公営住宅の整備
- 避難自治体の意向を踏まえた区域の見直し
- 原子力損害賠償の促進

（産業の再生及び創出）

- 避難を余儀なくされた農林漁業者、商工事業者の再開支援
- 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など新たな経営・生産方式の導入
- 企業立地補助金制度の活用等による企業立地の推進
- 本エリアにおいてポテンシャルが高い太陽光や風力発電など、再生可能エネルギーの導入推進、関連産業の集積、研究施設の誘致活動、新たな雇用の創出

（地震・津波被害への対応）

- 警戒区域等内における生活・交通・産業インフラ被害状況の把握及び避難指示区域等の見直しを踏まえながらインフラの早期復旧
- 海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、海岸防災林、道路等を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくり
- 町村の策定するまちづくりや土地利用方針を勘案した多重防御による総合的な防災力の向上

（復興を支援する交通網の整備）

- 「浜通り軸」の重要な基盤である常磐自動車道の一日も早い全線供用
- 本県の復興に向けた戦略的道路整備として、国道114号、国道288号、県道小野富岡線、国道399号等の整備
- JR常磐線の警戒区域等内の詳細な状況把握及び早期復旧の具体化を進める中で線形改良等の基盤強化、将来的な複線化・高速鉄道化・快適化の検討

など

福島県復興計画 地域別の取組

復興へ向けた考え方

- 被災施設の早期復旧及び復興へ向けたまちづくりの取組を強かに推進する。
- 特に、地域特性を生かした洋上風力発電など、再生可能エネルギーの推進を図るとともに、国際バルク戦略港湾小名浜港の整備を進め、浜通りの復興拠点地域としていち早く復興を成し遂げ、ふくしま全体の復興に結びつける。

主要な取組

(健康、教育)

- 総合磐城共立病院の三次救急医療等機能強化のための新病院の整備

(生活再建)

- 被災者の住宅再建の推進
- 避難者の受入による居住人口の増加に対応して行政サービス等が円滑に提供できるよう人的支援等を行うなど市の執行体制の強化
- 避難中の生活拠点にかかる協議や必要となる機能に関する検討
- 避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上での復興公営住宅の整備
- 復興に従事する作業員等の宿舍の確保
- 原子力損害賠償の促進

(産業の再生及び創出)

- 温暖で日照量が豊富な気象条件を生かした大規模施設園芸の導入
- カツオ・サンマ等の水揚げ量拡大のための県外船誘致、つくり育てる漁業の再構築
- 企業立地補助金制度の活用等による企業立地の推進
- 本エリアにおいてポテンシャルが高い太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入推進、スマートコミュニティ等の取組
- 洋上風力発電の研究・試験を行う拠点整備

(地震・津波被害への対応)

- 海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路等を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくり
- 防災集団移転事業や土地区画整理事業等の推進
- 小名浜港漁港区、久之浜漁港、勿来漁港などの早期復旧
- 小名浜地区におけるアクアマリンパークとの連携によるにぎわい創出

(復興を支援する交通網の整備)

- 国道6号久之浜バイパス・常磐バイパスの整備促進と勿来バイパスの事業化、国道49号の機能強化
- 本県の復興に向けた戦略的道路整備として、小名浜道路、国道399号等の整備
- まちづくりの方針に基づいた県道豊間四倉線などの道路整備や防災緑地の整備等による減災機能の強化
- 将来におけるJR常磐線の複線化(四ツ倉駅以北)を含めた高速鉄道化、快適化の検討
- 国際海上物流の拠点である小名浜港の国際バルク戦略拠点港湾としての東港地区の大水深岸壁等の整備

など

福島県復興計画 地域別の取組

中通エリア

復興へ向けた考え方

- 地震による被害の復旧を強力に推進する。
- 高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、県全体の復興を牽引するとともに、浜通りの被災者支援、雇用確保等の役割を担う。
- 避難指示解除（準備）区域の復旧・復興の取組の加速化、解除を待つ区域の帰還に向けた環境整備に全力で取り組む。

主要な取組

（環境回復）

- 全国有数の産地となっている県北地方のモモ・リンゴ、県中・県南地域の米・キュウリ・トマトなどの農産物の放射性物質の徹底的な検査・分析及び消費者に向けたわかりやすい情報発信
- 環境回復及び環境創造のための国際的な調査研究等拠点の整備

（健康、教育）

- 県立医大に放射線医学に関する調査研究・最先端治療拠点を創設、各地域の医療機関との連携体制の確保

（生活再建）

- 被災者の住宅再建の推進
- 避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上での復興公営住宅の整備
- 避難中の生活拠点にかかる協議や必要となる機能に関する検討
- 住民や事業所の帰還を加速させるための環境整備
- 避難自治体の意向を踏まえた区域の見直し
- 原子力損害賠償の促進

（産業の再生及び創出）

- 企業立地補助制度の活用等による企業立地の推進
- 県立医大における医薬品開発拠点整備、医療関連産業の集積
- 再生可能エネルギー研究開発拠点の整備、再生可能エネルギー関連産業の集積
- 国内外の会議・大会・イベント誘致による観光振興、福島空港を活用した裾野の広い交流拡大・情報発信

（地震被害・台風15号豪雨災害への対応）

- 葉ノ木平地区等での緊急的対策工事、ため池の耐震性検証手法確立・調査・耐震化
- 阿武隈川等河川改修の推進

（復興を支援する交通網の整備）

- 本県の復興に向けた戦略的道路整備として、国道114号、国道288号等の整備

など

会津エリア

復興へ向けた考え方

- 3月11日の地震による被害は比較的少ないが、7月末の新潟・福島豪雨では甚大な災害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進め、災害に強い社会づくりを確立する。
- 原子力災害に伴う風評から脱却し、全国屈指の観光地として復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信する。

主要な取組

（環境回復）

- 米やアスパラガス、トマトなどの農林水産物や加工食品の放射性物質の徹底的な検査・分析

（生活再建）

- 仮設住宅の防寒対策、避難者相互や地域住民とのきずなづくり
- 避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行った上での復興公営住宅の整備
- 避難中の生活拠点にかかる協議や必要となる機能に関する検討

（産業の再生及び創出）

- 「八重の桜」放送を契機とした歴史・文化的資源を活用した新たな観光振興
- 大規模土地利用型農業法人の育成
- 会津大学など連携した人材育成、スマートコミュニティの実証実験をはじめとしたスマートグリッドの研究推進、ICT産業等の集積
- 企業立地補助金制度の活用等による企業立地の推進
- 地熱発電・小水力発電・木質バイオマス等の再生可能エネルギーの普及

（復興を支援する交通網の整備）

- 磐越自動車道（会津若松～新潟間）の4車線化、国道118号、会津縦貫道の整備

（平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧への取組）

- 被災した農地等の早期復旧、河川の改良復旧、JR只見線の早期全線復旧要請
- 只見川流域豪雨災害復興基金の創設及び、只見川流域の町等が行う復旧・復興事業の推進

など

福島県復興計画 復興の実現に向けて

情報の発信

- あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信
- 被災者向けの情報発信は、被災者のニーズの変化や多様化に対応し、よりきめ細かな情報を発信

民間団体や県民等との連携

■地域住民等との協働

- 県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体による情報共有、地域課題確認、復興に向けた取組の検討のため、各地方振興局を中心に協議の機会を設置
- 母親や若者、高齢者等多様な主体からの意見反映を一層推進し、その主体的な活動の促進、協働を推進する仕組みや体制づくりを推進
- 県民、行政区等、企業や行政機関など社会を構成するあらゆる主体が、地域コミュニティの再生に県民運動として取り組み、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会を形成

■民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- 企業や民間団体からの各種提案や協力を受け止めるための県の窓口設置
- 必要な情報提供
- 県や各種団体との連携のための調整

市町村との連携

- 権限の移譲と財源の確保
- 迅速かつ的確な人的支援
- 県復興計画に基づく具体的取組実施の際の市町村との連絡調整

国への要請等

- 原子力災害により土台から崩された本県の復興は一地方自治体の力では限界がある
- 原子力災害は事業者及び国策として原子力発電を進めてきた国に全責任

- 必要な予算措置や法的措置及び原子力発電所の立地に伴う財源に代わる自由度の高い新たな財源措置等を要請
- 要請に際しては、「原子力災害からの福島復興再生協議会」等の場を活用

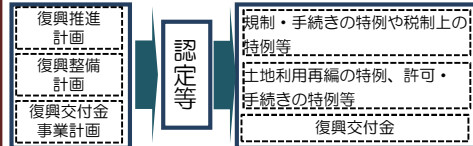
復興に係る各種制度の活用

■復興基金等の設置と活用

- 福島県原子力災害等復興基金等、本県の復興・再生に係る基金を設置し、復興計画推進のための事業に活用

■復興特区制度の活用

- 県としての復興特区制度の活用
- 市町村による復興特区制度の有効活用を支援
- 復興交付金の制度運用の弾力化、対象事業の拡大、十分な予算確保を要請



■法律の活用及び制定要請

- ・一地方自治体の枠を超えた法的措置による仕組みや制度等の整備と活用が不可欠
- ・これまでに制定された様々な法律について、本県に即した具体化と一層の活用を進めるとともに、新たに必要となる取組についての法的措置を引き続き国に要請

ア 福島復興再生特別措置法(H24.3.31施行)

- 国の社会的責任が明記されたほか、恒久法として、安心できる子育て環境の実現から産業再生まで幅広い内容
- 同法、同基本方針の施策・事業が着実に実施されるよう、市町村等と一体となって取組を推進

イ 原発避難者特例法(H23.8.12施行)

- 他自治体に避難している住民に対する特例事務にかかる行政サービスの提供
- 避難の長期化に伴い、必要に応じ特例事務の拡充等を検討、避難先自治体への財政措置の継続等を要請

ウ 放射性物質汚染対処特別措置法(H24.1.1施行)

- 健康保護の観点から必要な地域について優先的に除染。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分を実施
- 除染以外の行為で発生した土砂等（建設副産物等）を処分する方策として、当該措置法の適用範囲拡充を要請

エ 子ども・被災者支援法

- 議員立法により、安定した生活の実現等に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるため制定
- 現在進められている基本方針の策定に当たっては、本県の実情に沿ったものとなるよう働きかけを継続

オ 原子力損害賠償に関する特別法

- それぞれの損害に応じた迅速かつ完全な賠償が最後まで行われるよう引き続き要請
- 原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況を見極めながら、損害賠償に関する特別法の制定を国に対して要請

実効性の確保

■推進体制

- 本計画は、「福島県東日本大震災復興旧・復興本部」において、全庁一体的に推進
- 避難指示区域の見直しに伴う避難地域市町村の帰還及び復興支援について、「避難地域復興局」において推進。帰還支援及び生活拠点の整備に係るプロジェクトチームを設置し、庁内連携体制を強化

■計画の進行管理

- 各取組の実施状況を毎年度点検し、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関が評価を実施
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を実施
- 評価結果を県民にわかりやすく公表

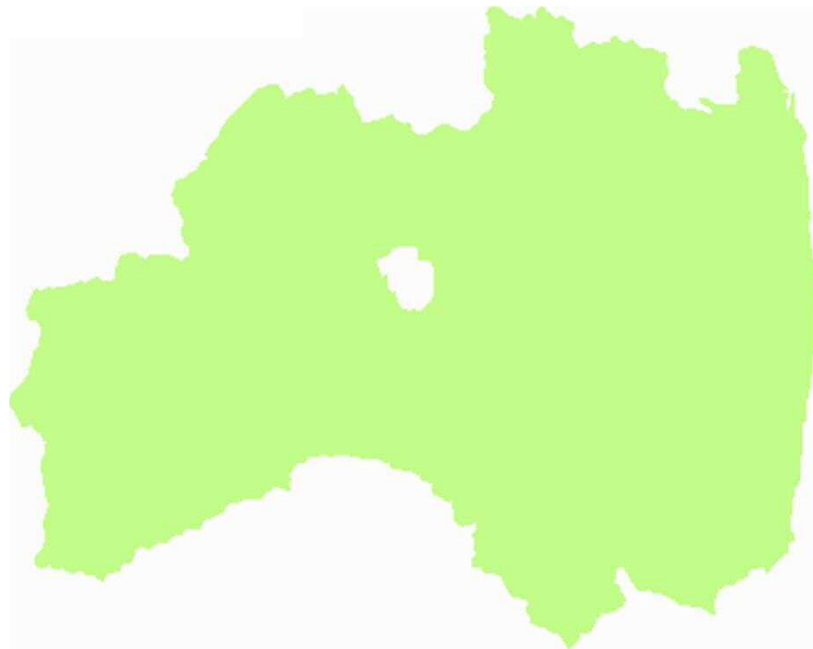
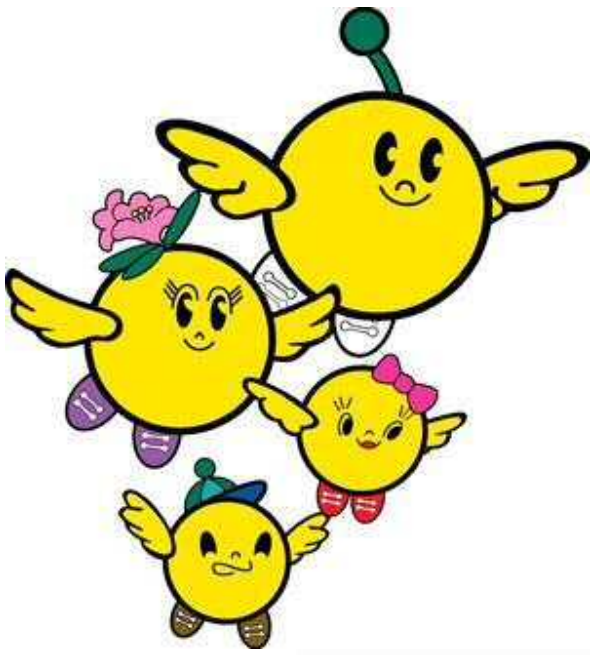
■復興に向けた取組への重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業を重点事業と位置づけ、財源を優先的に配分

■復興計画の柔軟な見直し

- 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、復興計画を適時、柔軟に見直し

復興計画の実現



福島県復興計画（第2次）

【概要版】

平成24年12月

発行者：福島県企画調整部復興・総合計画課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024(521)7109

FAX 024(521)7911

E-mail fukkoukeikaku@pref.fukushima.lg.jp